北海道最低賃金が改定されました「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されました。

最低賃金額	時間額　７０５円
効力発生年月日	平成23年10月6日

○最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

◎問い合わせ先

留萌労働基準監督署　☎42－0463

11月は労働保険適用促進強化月間です

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

◎問い合わせ先

北海道労働局総務部労働保険徴収課
☎011－709－2311
留萌労働基準監督署　☎42－0463
留萌公共職業安定所　☎42－0388

11月は「労働時間適正化キャンペーン期間」です

労働時間を適正に把握し、時間外・休日労働の削減に努めましょう。

労働基準法に違反する「賃金不払い残業」は、あってはならないものです。労働時間を把握するための責任体制を明確にし、労働時間管理のシステム、チェック体制を整備しましょう。

下記の厚生労働省ホームページで、職場の労働時間に関する情報を受け付けています。

http：//www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html

受付期間　11月１日～11月30日

厚生労働省・北海道労働局・各労働基準監督署

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の１月１日から12月31日までに納付した保険料が該当します）

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成23年１月１日から９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

なお、10月１日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の１月下旬に送付されます。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

11月25日から12月１日までは「犯罪被害者週間」です

～社会に広げよう被害者支援の輪～

犯罪被害給付制度は、不慮の犯罪行為によって亡くなられた被害者の遺族や、障がいが残ったり一定の要件に該当する重傷病を負った被害者の方に対して国が給付金を支給し、その精神的・経済的負担の緩和を図ろうとする制度です。

給付金を受けるための条件や手続等の詳しい内容については、警察本部または最寄りの警察署にお問い合わせください。

また、犯罪被害者の方や遺族の方々等は、求めに応じた充分な支援を受けられていない状況にあります。

被害者の心情等を知ることは、犯罪被害者を少なくすることにも繋がりますので、地域における各種被害者支援活動への積極的な参加をお願いします。

◎問い合わせ先

留萌警察署　☎42－0110